

三重県告示第 353 号

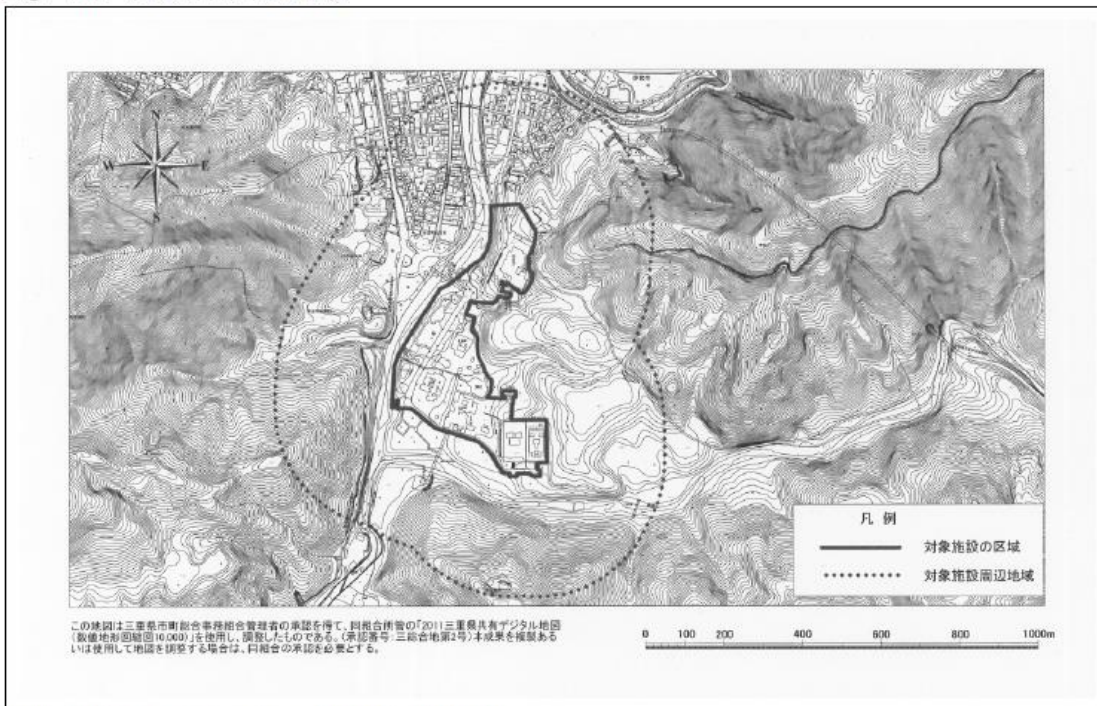
伊勢志摩サミット開催時の対象地域及び対象施設周辺地域の上空における小型無人機の飛行の禁止に関する条例（平成 27 年三重県条例第 73 号）第 3 条第 1 項及び第 2 項の規定に基づき、対象施設、対象施設の区域及び当該対象施設に係る対象施設周辺地域を次のとおり指定します。

平成 28 年 5 月 20 日

三重県知事 鈴木 英 敬

- 1 対象施設の名称 内宮（皇大神宮）
対象施設の所在地 伊勢市宇治館町 1
対象施設の区域 図①のとおり
対象施設に係る対象施設周辺地域 図①のとおり
指定日 平成 28 年 5 月 21 日
- 2 対象施設の名称 国際メディアセンター（IMC）
対象施設の所在地 伊勢市朝熊町字鴨谷 4383-4
対象施設の区域 図②のとおり
対象施設に係る対象施設周辺地域 図②のとおり
指定日 平成 28 年 5 月 21 日

図① 内宮（皇大神宮）周辺地域



図② 国際メディアセンター（IMC）周辺地域

